

今般の新型インフルエンザの本格的な流行への対応について

平成二十一年八月二十五日（火）閣僚懇談会

厚生労働大臣 発言要旨

一 先週（八月二十一日）、国立感染症研究所が発表した調査結果によれば、八月十日から十六日の週における定点医療機関当たりのインフルエンザの患者報告数が、全国平均で一・六九となりました。その大部分は、新型インフルエンザの患者であると考えられています。

二 例年、この数値が一を超えると、インフルエンザは流行期に入るものとされており、今般の新型インフルエンザも、本格的な流行期に入ったものと考えています。

三 また、感染拡大の場となりやすい学校の多くが、今週から来週にか

けて再開されることを考えますと、今後、感染が急激に拡大すること
も十分に考えられます。

四 今は何よりも急激な患者の増加を防止し、患者数増加のピークをで
きるだけ低く抑えるとともに、国民の皆様が安心して医療機関を受診
できる環境を維持することが重要であります。

五 先週十九日には、私自身、記者会見を行い、国民の皆様に対して、
①手洗いやうがいの励行、②症状が出た方のマスクの着用、外出の自
粛、人に咳やくしゃみをかけない咳エチケットの徹底等の対応をお願
いしました。

六 あわせて、慢性呼吸器疾患等の基礎疾患を有する方、妊娠中の方、
乳幼児など、重症化するリスクが高い方々については、早期受診、早

期治療を心掛けていただくようお願いしたところです。

七 厚生労働省としても、医療体制の強化に向けて、今回の新型インフルエンザの適切な治療が行えるよう、重症事例等を集めた症例集を医療機関に配布するとともに、今後、大規模な流行が生じた場合に備えて、想定される医療対応等を都道府県に周知する予定です。

八 また、ワクチンについては、十月下旬から出荷可能とメーカーから聞いており、今後、専門家との意見交換などを行った上で、来月中旬には、輸入を含め、接種の具体的方法について決定する予定です。

九 さらに、学校における感染の拡大防止に向け、各自治体において衛生部局と教育部局とがさらに連携を強化するよう依頼したほか、重症患者の把握やウイルスの性状変化の探知に重点を置いた情報収集体制

の強化を行ったところでは。

十 今後とも、内閣官房を始め関係機関と連携しながら、今後の流行状況に応じて、患者の重症化防止を最優先とする医療体制の整備や予防接種対策など、必要な対策を的確に講じてまいります。各省庁の御協力をよろしくお願いいたします。